

集客促進支援実施要領

1 目的

この要領は、米子鬼太郎空港国際定期便（「米子ソウル便」、「米子香港便」、「米子台北便」及び「米子上海便」のことをいい、以下「定期便」という。）の搭乗率を確保し、安定就航を図るため、旅行会社が国際定期便利用促進協議会事務局（以下「事務局」という。）が指定する定期便を利用した旅行商品（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に定める企画旅行契約及び手配旅行契約に係るものをいう。以下同じ。）を販売した場合に、集客数（実際に搭乗した数とする。以下同じ。）に応じて協議会が報奨金を交付する事業に関して必要な事項を定めるものとする。

2 事業内容

(1) 対象

ア 対象時期 通年

イ 対象商品

往復とも定期便を利用する旅行商品（小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずると認められる学校の修学旅行を除く。）で、定期便の運航会社が設定した特別価格により造成される旅行商品

ウ 対象旅行会社

(ア) 造成・販売旅行会社(第 1 種旅行業登録)

(イ) 販売旅行会社(第 2 種旅行業登録)

ただし、地域対象商品を直接利用者に販売した旅行会社（同一法人の複数の営業所で販売した場合については、各営業所を一の旅行会社とみなす。以下同じ。）で、対象商品により、事務局が定めた集客を行った旅行会社

(2) 報奨金の額等

報奨金は、定期便それぞれの集客実績に対し交付する。（それぞれの便を合算した集客数ではない。）

(ア) 造成・販売旅行会社(第 1 種旅行業登録)の場合

四半期の集客実績が	35～ 74 名の場合	2 万 5 千円
	75～149 名の場合	5 万円
	150～299 名の場合	10 万円
	300～449 名の場合	15 万円
	450～599 名の場合	20 万円
	600 名以上の場合	25 万円

(イ) 販売旅行会社(第 2 種旅行業登録)の場合

半期の集客実績が	30～ 59 名の場合	2 万 5 千円
	60～119 名の場合	5 万円
	120 名以上の場合	10 万円

報奨金は、予算の範囲内で交付するものとし、対象期間内に交付を打ち切る場合は、旅行会社に対して速やかに連絡するものとする。

3 交付の手続

(1) 報奨金の交付を受けようとする旅行会社は、対象となる期間の終了後、翌月末までに、様式 1 の申請書を、協議会（事務局 鳥取県国際観光課）に提出しなければならない。

(2) 協議会は、申請が適当であると判断した場合は、様式 2 の承認書により通知するものとする。

(3) (2) の承認を受けた旅行会社は、様式 3 の請求書を協議会に提出しなければならない

い。

(4) 協議会は、請求書の受理日から1ヶ月以内に報奨金を支払うものとする。

4 その他

この要領に定めのない事項については、協議会が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月1日から施行し、第4四半期の集客分から支援対象とする。

附 則

この要領は令和6年7月17日から施行する。

附 則

この要領は令和7年5月29日から施行する。

様式 1

集客促進報奨金交付申請書

令和 年 月 日

国際定期便利用促進協議会
会長

様

〒

住 所

名 称

代表者氏名

担当者連絡先（電話）

（メール）

集客促進支援実施要領に基づき、下記のとおり報奨金の交付を受けたいので、申請します。

記

利用実績月	米子ソウル便	米子香港便	米子台北便	米子上海便
月実績	人	人	人	人
月実績	人	人	人	人
月実績	人	人	人	人
第 四半期実績 (合計)	人	人	人	人
申請金額	(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円
申請金額 (合計) (A) + (B) + (C) + (D)				円

添付書類 別紙旅行者名簿

様式 2

集客促進報奨金交付承認書

令和 年 月 日

様

国際定期便利用促進協議会
会長

令和 年 月 日付けで申請のあった報奨金の交付申請については、下記のとおり承認します。

記

対象	第 四半期 (月 ~ 月)			
集客数	米子ソウル便	米子香港便	米子台北便	米子上海便
	人	人	人	人
交付金額	米子ソウル便	米子香港便	米子台北便	米子上海便
	円	円	円	円
交付金額 (合計)				円

集客促進報奨金請求書

令和 年 月 日

国際定期便利用促進協議会
会長

様

〒

住 所

名 称

代表者氏名

担当者連絡先（電話）

（メール）

令和 年 月 日付けで承認された報奨金について、下記のとおり請求します。

記

対象	第 四半期（ 月～ 月）			
集客数	米子ソウル便	米子香港便	米子台北便	米子上海便
	人	人	人	人
交付金額	米子ソウル便	米子香港便	米子台北便	米子上海便
	円	円	円	円
交付金額 （合計）				円

振込口座	銀行名	銀行 支店
	口座番号	普通 ・ 当座 番号：
	（フリガナ） 口座名義人	